

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.284】

補 助 金 名 称	旭川生涯学習フェア「まなびピアあさひかわ」開催負担金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(事業費補助)					始期	R6		終期	-
予 算 事 業 名	生涯学習振興費					(事業コード)		051101		
所 管 部 署	社会教育 部 社会教育 課					電話番号		内線 6326		
交付先(団体、個人等)	まなびピアあさひかわ実行委員会									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		旭川生涯学習フェア「まなびピアあさひかわ」							
	(意図) どういう状態にしたい		生涯学習に取り組む個人や団体の代表者等が実行委員会を立ち上げ、主体的に企画・運営することで、地域社会を担う人材の育成や学習成果の還元につなげる。							
対象事業等の内容	旭川生涯学習フェアの企画・運営(企画検討会議)、チラシ作成、当日の運営、広報・周知等									
積算方法	旭川生涯学習フェアの実施に係る経費で予算の範囲内									
事業量指標と過去5年間の実績	① 来場者数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	-	-	-	-	1,051					
成果指標と過去5年間の実績	① 実行委員が主体的に企画立案や運営に関わることができたと思うと回答した割合					② 実行委員が学習成果を還元する取組ができたと思うと回答した割合				
	単位:率					単位:率				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	-	-	-	-	90.6%	-	-	-	-	82.4%

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越							
		市負担金						20	20
		実行委員会負担							
		その他							
	収入合計						20	20	
	市補助率(%)						100.0%	100.0%	
	支出合計						20	20	
うち食糧費、交際費									
次年度繰越									
市負担額	一般財源						20	20	
	特定財源								
	人件費	正職員	人工金額				0.2	0.2	
							1,567	1,615	
		臨時・嘱託／会計年度任用職員							
	その他事務費								
	合計						1,587	1,635	
	受益対象者数						19,713	19,779	
補助金単位コスト(単位:円)						81	83		
適格性		共通事項	◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない						
			◆ 交付申請等が定めたとおりになっている						
		団体の運営、 会計処理等	◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている						
			◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である						
		・会計処理は、出納責任者のもとに行われており、また、監事から会計監査報告を受けており、適正である。 ・市内で生涯学習に取り組む個人や団体の代表者等を中心とした実行委員会を立ち上げ企画運営しており、目的に合致している。							

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評 価
1 補助金 交付 基準 との 適合 性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
			□ 有(4年以上)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 継続4年未満
		◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	■ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
2 公益 性	(5)交付規程(支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	□ 同一団体補助だが、見直し設定していない
		◇ 上記以外	□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	(※左欄2項目とも適合)
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		旭川生涯学習フェアは、旭川市教育委員会・実行委員会の共催による公的行事である。	■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
3 必要 性	3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		旭川生涯学習フェアは、実行委員会により企画運営を行い開催される行事であるとともに、市の各部局が事業を周知する場にもなっており、その実施経費として、主催者である旭川市からの負担金が必要である。	■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
4 効果	4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		旭川生涯学習フェアの開催により、市民に学習情報や学習機会を提供することができているとともに、市の事業を周知する場にもなっている。また、事業終了後に実行委員に実施したアンケート結果から、「主体的に企画立案や運営に関わることができたと思う」「学習成果を還元する取組ができたと思う」と回答した割合が80%を超えており、地域人材の育成の一助となっていると考えられるため、効果が高いと考える。	■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
5 その他	5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	
		1-(2): 当該行事は公的なイベントであり、受益者負担は設定しない。 1-(3): 公的行事の実施を目的に組織された実行委員会に支出する負担金であり、補助率を定めることはなじまない。	

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補 助 金 名 称 (当 時)	
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課 題	実行委員の担い手が少ない。
解決に向けた取組	生涯学習団体が活動する場所にポスターやチラシを設置するとともに、公民館サークル等への周知に努める。

6全体的評価

評 価	結 果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	地域社会を担う人材の育成や学習成果の還元が効果的に進むように検討しながら継続する。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄: 継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

【No.285】

補 助 金 名 称	ジオパーク構想推進事業負担金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(運営費補助)					始期	H29		終期	-
予 算 事 業 名	ジオパーク構想推進費					(事業コード)		051106		
所 管 部 署	社会教育 部 社会教育 課					電話番号		内線 6328、6320		
交 付 先 (団 体 、 個 人 等)	大雪山カムイミントラジオパーク構想推進協議会									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		上川中部の1市7町7民間組織を構成員とし旭川市長を会長とする大雪山カムイミントラジオパーク構想推進協議会							
	(意図) どういう状態にしたい		本市及び周辺地域が、学術的に価値のある地質・地形の保全と活用を通じて地域の成り立ちと人の関わりを学べる場所「ジオパーク」として認定され、郷土愛を育みながら地域振興を図る取組を持続可能とする体制を整備する。							
対象事業等の内容	大雪山カムイミントラジオパーク構想の推進に要する、事務局の運営費、ジオパーク構想普及のための各種事業(フォーラム、講座、ツアー、調査研究等)の開催に係る経費。									
積算方法	大雪山カムイミントラジオパーク構想推進協議会に係る経費で予算の範囲内									
事業量指標と過去5年間の実績	① 事業実施回数					②				
	単位:回					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	64	41	23	19	20					
成果指標と過去5年間の実績	① 事業参加者数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	1,831	2,252	2,998	3,993	4,129					

2収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越		760	3,019	2,895	969	2,796
		市負担金		2,350	1,988	2,000	7,000	7,000
		協議会負担		180	180	210	350	350
		助成金		1,168	300		100	500
		その他		6	30	72	123	63
	収入合計		4,464	5,517	5,177	8,542	10,709	
	市補助率(%)		52.6%	36.0%	38.6%	81.9%	65.4%	
支出合計			1,445	2,622	4,208	5,746	10,709	
	うち食糧費、交際費							
	次年度繰越		3,019	2,895	969	2,796	0	
市負担額	一般財源		2,350	1,988	2,000	7,000	7,000	
	特定財源							
	人件費	正職員	人工金額	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
				1,502	1,535	1,551	1,567	1,615
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						3,200
	その他事務費							
	合計		3,852	3,523	3,551	8,567	11,815	
受益対象者数			360,448	356,767	364,848	360,696	356,076	
補助金単位コスト(単位:円)			11	10	10	24	33	
適格性			◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない					
			◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
			◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている					
			◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			会計処理は、出納責任者のもとで行われているほか、監事から会計監査報告を受けており、適正である。また、協議会は1市7町7民間団体により企画運営されており、目的に合致している。 なお、繰越金については、翌年度当初の安定的な運営を図るうえで必要であり、適正な額である。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評 価
1 補助金 交付基準 との適合性	(1)対象経費	◇ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◆ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
	(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 有(4年以上)
		◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 継続4年未満
2 公益性	(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
		◇ 上記以外	■ 同一団体補助だが、見直し設定していない
	(6)支出を証する書類の添付		□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
		◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	(※左欄2項目とも適合)
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する
	(7)その他	◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
3 必要性	(8)効果	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		本市及び周辺地域の地域振興等を目的とした事業を行っており、不特定多数の住民に直接的・間接的に効果が行きわたるものであるため、公益性は高い。	■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
4 効果	(9)その他	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		補助事業に類似したサービス等を提供する団体等がない。	■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
5 その他	(10)その他	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		広域に及ぶ郷土愛の醸成と地域振興を目的とした協議会の運営費を負担しており、地域の成り立ちを学ぶ講座やツアー等の事業を展開し、参加した地域住民に対し、地域やジオパーク構想について、理解を深めてもらうことができた。	■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
6 その他	(11)その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	
		1-(2):本市及び周辺地域の地域振興等を目的としており、受益者負担はなじまない。	
		1-(3):特定事業の実施を目的に組織された実行委員会に支出する負担金であり、補助率を定めることはなじまない。	
7 その他	(12)その他	1-(4):事業の性質上、終期を設定していない。	

4 令和3年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補 助 金 名 称 (当 時)	ジオパーク構想推進事業負担金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	「ジオパーク」として認定されるため、効果的で経済的な手法について引き続き検討を続けること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
令和5年度	令和5年度からは当麻町が参画し、1市7町の地域資源を題材とした事業を展開、事業参加者数が増加している。

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5 補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課 題	財源確保及び専門的知識を有した人材の確保。
解決に向けた取組	活用可能な交付金等の検討及び地域おこし協力隊制度の活用。

6 全体的評価

評 価	結 果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	日本ジオパーク認定に向けて、今後も事業展開の充実を図りながら継続する。
外部評価	—	—
2次評価	見直し	今後行う日本ジオパーク認定申請の結果を踏まえ、事業内容を見直すこと。

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.286】

補 助 金 名 称	旭川市20歳を祝うつどい開催負担金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(事業費補助)						始期	H11	終期	-
予 算 事 業 名	社会教育振興費						(事業コード)		051202	
所 管 部 署	社会教育 部 社会教育 課						電話番号		内線 6326	
交付先(団体、個人等)	旭川市20歳を祝うつどい実行委員会									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		旭川市20歳を祝うつどい							
	(意図) どういう状態にしたい		20歳を迎える若者自らが実行委員会を立ち上げ、つどいの企画運営を行うことで、実施内容に若者自身の意見を反映させる。							
対象事業等の内容	20歳を祝うつどいの企画運営(企画検討会議)、リーフレット作成、記念品準備、出演者調整、当日の式典運営等									
積算方法	20歳を祝うつどいの実施に係る経費で予算の範囲内									
事業量指標と過去5年間の実績	① 市内に住む20歳の方					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	2,588	2,531	5,243	2,669	2,566					
成果指標と過去5年間の実績	① 当日参加率					②				
	単位:率					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	(延期)	52	74	78	79					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越		105	7	0	134	155
		市負担金		620	1,228	700	1,081	700
		実行委員会負担						
		広告料収入		0	270	135	105	0
		その他						
	収入合計			725	1,505	835	1,320	855
	市補助率(%)			85.5%	81.6%	83.8%	81.9%	81.9%
市負担額	支出合計			718	1,505	701	1,165	855
	うち食糧費、交際費			12	0	0	0	
	次年度繰越			7	0	134	155	0
	一般財源			620	1,228	700	1,081	700
	特定財源							
	人件費	正職員	人工金額	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
		臨時・嘱託／会計年度任用職員		1,502	1,535	1,551	1,567	1,615
適格性	その他事務費							
	合計			2,122	2,763	2,251	2,648	2,315
	受益対象者数			2,531	5,243	2,669	2,566	2,376
補助金単位コスト(単位:円)				838	527	843	1,032	974
適格性		共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない				
		団体の運営、		◆ 交付申請等が定めたとおりになっている				
		会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている				
				◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である				
				・会計処理は、出納責任者のもとに行われており、また、監事から会計監査報告を受けており、適正である。				
				・20歳の対象者を中心とした実行委員会を立ち上げ企画運営しており、目的に合致している。				
				・繰越金については、翌年度当初の安定的な運営を図る上で必要であり、適正な額である。				

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評 価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
			□ 有(4年以上)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 継続4年未満
		◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	■ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
	(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	□ 同一団体補助だが、見直し設定していない
		◇ 上記以外	□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	(※左欄2項目とも適合)
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	20歳を祝うつどいは、旭川市・旭川市教育委員会・実行委員会の三者共催による公的行事である。		■ 公益性が高い
3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	20歳を祝うつどいは、実行委員会により企画運営を行い開催される行事であり、その実施経費として、主催者である旭川市からの負担金が必要である。		■ 必要性が高い
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	実行委員会が企画運営する20歳を祝うつどいの経費のうち約84%を負担し、20歳を迎える方の門出を祝い、その前途を激励している。式典の参加率は、コロナ禍の時期を除けば、例年70%を超えており、式典への関心の高さや必要性が認められるとともに、育った地域への郷土愛を育むことにもつながっている。また、式典で開催する抽選会では、地場産品を景品とすることで旭川市の魅力を再発見してもらう機会とした。		■ 効果が高い
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		□ 効果が高いとは言えない
	1-(2):当該行事は公的な式典と祝賀イベントであり、受益者負担は設定しない。 1-(3):公的行事の実施を目的に組織された実行委員会に支出する負担金であり、補助率を定めることはなじまない。 ※コロナのため、R2年度開催分を延期としR3年度に実施し、R4年度にR3年度とR4年度分を実施。R4の「事業量指標と過去5年間の実績」の「市内に住む20歳の方」は合算した数値(R3年度分:2,760人、R4年度分:2,473人)、「成果指標と過去5年間の実績」も合算した割合(R3年度分:71%、R4年度分:76%)		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補 助 金 名 称 (当 時)	成人を祝うつどい実行委員会補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	引き続き協賛金などの収入を確保しながら、継続する。
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課 題	実行委員の担い手が少ない。
解決に向けた取組	市内の大学や企業等への担い手確保に向けた周知に努める。

6全体的評価

評 価	結 果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	当該行事は、三者の共催による公的な式典と祝賀イベントであるため継続する。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

【No.287】

補 助 金 名 称	旭川市PTA連合会各種事業補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(事業費補助)						始期	S61	終期	-
予 算 事 業 名	社会教育振興費						(事業コード)	051202		
所 管 部 署	社会教育 部 社会教育 課						電話番号	内線 6326		
交付先(団体、個人等)	旭川市PTA連合会									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		市内PTA会員(市内の小中学校児童生徒の保護者、教職員)で組織する旭川市PTA連合会が実施する各種事業							
	(意図) どういう状態にしたい		旭川市PTA連合会が主催する研究大会や研修等を通して、保護者及び教職員の資質を高め、子どもの健全育成を図る。							
対象事業等の内容	保護者及び教職員を対象とした研究大会や研修会の開催、旭P連だより(会報)の発行等									
積算方法	事業実施経費(報償費、旅費、印刷消耗費、通信運搬費、手数料、使用料賃借料、負担金)の2分の1以内で、予算の範囲内									
事業量指標と過去5年間の実績	① 市内PTA会員数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	20,806	20,585	20,265	19,946	19,348					
成果指標と過去5年間の実績	① 研究大会等への参加者数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	362	614	702	720	656					

2収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						94
		市補助金		457	500	500	500	500
		連合会負担		700	875	1,109	1,417	871
		その他						
	収入合計		1,157	1,375	1,609	1,917	1,465	
	市補助率(%)		39.5%	36.4%	31.1%	26.1%	34.1%	
	支出合計		1,157	1,375	1,609	1,823	1,465	
	うち食糧費、交際費		15	27	108	84	30	
	次年度繰越		0	0	0	94	0	
市負担額	一般財源		457	500	500	500	500	
	特定財源							
	人件費	正職員	人工金額	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
				75	77	78	78	81
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		532	577	578	578	581	
受益対象者数		20,585	20,265	19,946	19,348	19,195		
補助金単位コスト(単位:円)		26	28	29	30	30		
適格性	共通事項 団体の運営、 会計処理等		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない					
			◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
			◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている					
			◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である 会計処理については、総会時に会計監査報告が行われているため適正と考える。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評 価
1 補助金 交付 基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◆ 団体 1/2以内	■ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
	(4)見直し期間(終期設定)	◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 有(4年以上)
		◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 継続4年未満
2 公益性	(5)交付規程(支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
		◇ 上記以外	■ 同一団体補助だが、見直し設定していない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
		◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	■ 合致する
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 合致する(※左欄2項目とも適合)
		◆ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	■ 概ね合致する
	2公益性	◇ 上記以外	□ 合致しない
		(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
	3必要性	市内の小中学校児童生徒の保護者や教職員で組織されているため、民営化自立化の余地がない。	■ 公益性が高い
		(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	□ 公益性が高いとは言えない
		補助事業に類似したサービス等を提供する団体がないことから、必要であると考えられる。	(左の内容を踏まえての評価)
4 効果	4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	■ 必要性が高い
		保護者や教職員の資質向上を図る研修等を毎年度実施しており、令和6年度は、子育てに関する課題についての情報交流や教育課題の協議等を通して、保護者の学習意欲の向上や児童生徒の健全育成を図ることにつながっていることから、効果は高いと考えられる。	□ 必要性が高いとは言えない
		「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	(左の内容を踏まえての評価)
5 その他	5その他	1-(4):受益者が毎年変わっており、また、児童生徒の健全育成を図るという観点からも継続する必要があると考えられる。	■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補 助 金 名 称 (当 時)	旭川市PTA連合会各種事業補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課 題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評 価	結 果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	保護者及び教職員の資質を高め、子どもたちの健全育成につながる効果的な研修等が実施されるよう、補助を継続する。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

【No.288】

補 助 金 名 称	リハーサルホール運営委員会負担金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(事業費補助)					始期	H9		終期	-
予 算 事 業 名	文化芸術活動振興費					(事業コード)	052103			
所 管 部 署	社会教育 部 文化振興 課					電話番号	内線 6324			
交付先(団体、個人等)	リハーサルホール運営委員会									
交付目的	(対象) 誰, 何に対して	リハーサルホール運営委員会								
	(意図) どういう状態にしたい	文化芸術団体等の練習場所を確保し文化芸術活動の活発化を図るとともに、歴史的建造物の有効活用により市民の文化意識の高揚を図る。								
対象事業等の内容	舞踊・音楽団体等の練習場所となるリハーサルホールの維持管理など。									
積算方法	リハーサルホール運営委員会に対する負担金交付要綱に基づく負担基準による。									
事業量指標と過去5年間の実績	① リハーサルホール利用団体数					②				
	単位:団体					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	18	18	20	23	18					
成果指標と過去5年間の実績	① リハーサルホール利用回数					②				
	単位:回					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	475	528	705	803	712					

2収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越		1,123	936	983	1,254	1,350
		市負担金		2,000	2,140	2,140	2,140	2,000
		運営委員会負担		775	990	1,224	1,011	1,050
		その他						
	収入合計		3,898	4,066	4,347	4,405	4,400	
	市補助率(%)		51.3%	52.6%	49.2%	48.6%	45.5%	
	支出合計		2,961	3,083	3,093	3,055	4,400	
うち食糧費、交際費								
次年度繰越		936	983	1,254	1,350	0		
市負担額	一般財源		2,000	2,140	2,140	2,140	2,000	
	特定財源							
	人件費	正職員	人工金額	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
				751	767	776	783	808
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		2,751	2,907	2,916	2,923	2,808	
受益対象者数		18	20	23	18	20		
補助金単位コスト(単位:円)		152,833	145,350	126,783	162,389	140,400		
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			会計処理は会計責任者のもとで行われており、また総会において、監査から会計監査報告を受けていることから、適正に処理されている。 繰越金については翌年度当初の安定的な運営を図る上で必要であり、適正な額である。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との適合性	(1)対象経費	◇ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◆ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
	(4)見直し期間(終期設定)	◆ 上記以外	■ 合致しない
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
			□ 有(4年以上)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 継続4年未満
		◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
2 公益性	(5)交付規程(支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する(※左欄2項目とも適合)
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
	2 公益性	◇ 上記以外	□ 合致しない
		(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
	3 必要性	リハーサルホールは、国の登録文化財である歴史的な建物の有効活用と街並みの景観保存を図るとともに、各種文化団体に練習施設及び創作活動の場として提供していて、本市の文化芸術活動の一層の振興発展を目的としている。	■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
4 効果	3 必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		練習場所を確保することで文化芸術活動の活性化を促しているため、利用者負担金を高額にすることにはなじまず、市の支援は必要である。	■ 必要性が高い
	4 効果		□ 必要性が高いとは言えない
		(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
5 その他	4 効果	令和5年度のリハーサルホールの年間稼働日数率は8割を超えており、様々な個人・団体からの需要があると認められることから、本市の文化芸術活動の促進と国の登録文化財の維持保存に大きな役割を果たしている。	■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
	5 その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	
6 全体的評価	5 その他	1(3)補助率の参考基準:リハーサルホールの管理運営に要する経費に対する負担金、また国指定文化財の上川倉庫群の活用による維持保存を図るための補助金的負担金である性格上、補助率を定めて交付することはなじまない。	
		1(4)見直し期間:施設の運営費に係る補助であり、国指定文化財の維持保存も目的とした負担金であることから、終期設定はなじまない。	

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	リハーサルホール運営委員会負担金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	利用団体を向上させる取組についても検討すること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
令和4年度	運営委員会に対して関係団体への呼びかけ等による利用団体の増を図るよう指示し、令和4年度及び令和5年度にかけて利用団体数と利用回数は増となった。

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	運営委員会を組織している性質上、利用団体や利用率に限られる。
解決に向けた取組	運営委員会への新規団体への参画や、所属団体未使用日時の積極的な貸出を促進する取組を行う。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	運営委員会への新規団体の参画や所属団体未使用時の積極的な貸出等の取組について広報面での支援をしながら継続する。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.289】

補 助 金 名 称	旭川市民ギャラリー運営負担金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(事業費補助)					始期	R1		終期	-
予 算 事 業 名	文化芸術活動振興費					(事業コード)	052103			
所 管 部 署	社会教育 部 文化振興 課					電話番号	内線 6335			
交付先(団体、個人等)	旭川デザイン協議会									
交付目的	(対象) 誰、何に対して	旭川デザイン協議会								
	(意図) どういう状態にしたい	国の登録文化財(上川倉庫)を文化芸術の発表の場として活用する。								
対象事業等の内容	旭川市民ギャラリーの展示運営(利用者対応や設営補助等)及び建物の管理									
積算方法	交付対象経費を基に毎年度予算の範囲内とする。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 利用日数					②				
	単位:日					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	205	210	275	304	312					
成果指標と過去5年間の実績	① 来場者数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	3,997	4,702	9,921	10,682	8,578					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越		591	514	373	345	342
		市負担金		6,761	6,561	6,762	6,761	6,762
		協議会負担						
		その他					1	1
	収入合計		7,352	7,075	7,135	7,107	7,105	
	市補助率(%)		92.0%	92.7%	94.8%	95.1%	95.2%	
	支出合計		6,839	6,702	6,790	6,765	7,105	
	うち食糧費、交際費							
	次年度繰越		514	373	345	342	0	
市負担額	一般財源		6,434	5,968	6,281	6,320	6,130	
	特定財源		327	593	481	441	632	
	人件費	正職員	人工金額	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
				751	767	776	783	808
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		7,512	7,328	7,538	7,544	7,570	
受益対象者数		4,702	9,921	10,682	8,578	9,000		
補助金単位コスト(単位:円)		1,598	739	706	879	841		
適格性		共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない				
				◆ 交付申請等が定めたとおりになっている				
		団体の運営、会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている				
				◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である				
		会計処理は会計責任者のもと行われており、また総会において、監査から会計監査報告を受けていることから、適正に処理されている。 繰越金については翌年度当初の安定的な運営を図る上で必要であり、適正な額である。						

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との適合性	(1)対象経費	◇ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◆ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
	(4)見直し期間(終期設定)	◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 有(4年以上)
		◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 継続4年未満
2 公益性	(5)交付規程(支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
		◇ 上記以外	■ 同一団体補助だが、見直し設定していない
	(6)支出を証する書類の添付	◇ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	■ 合致する
		◆ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 合致する(※左欄2項目とも適合)
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	■ 概ね合致する
3 必要性	(7)その他の見直し	◇ 上記以外	□ 合致しない
		(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		国の登録文化財の有効活用とともに、各種文化芸術団体等の発表の場として、本市の文化芸術活動の一層の振興発展を目的としている。	■ 公益性が高い
4 効果	(8)その他の見直し	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	□ 公益性が高いとは言えない
		補助金に代わる収入がなく、事業の存続が困難になることから、補助金は必要である。	(左の内容を踏まえての評価)
			■ 必要性が高い
5 その他	(9)その他の見直し		□ 必要性が高いとは言えない
		(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		R6年度の利用日数は過去5年間で一番多く、来場者数も、令和4年度以降高い数値となっており、各展覧会は賑わいを見せている。このことから、本市の文化芸術活動の促進と文化財の維持保存を図る上で、有効な施策である。	■ 効果が高い
6 全体的評価	(10)その他の見直し		□ 効果が高いとは言えない
		「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	
		1(2)受益者負担:様々な団体が使用しており、団体の裁量により入場料の有無や金額設定を行っている。 1(3)補助率の参考基準:交付団体は、あらゆる分野のデザイン関係の個人、企業、団体、グループ等で構成される任意団体であることから、補助率の適用はなじまない。 1(4)見直し期間:事業の目的から、終期の設定はなじまない。	

4令和3年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市民ギャラリー管理負担金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	補助金額については、繰越金を考慮して検討すること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
令和4年度	補助金申請時の予算案に基づいた適切な予算管理を指示するとともに、繰越金の状況の把握に努めている。

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	施設老朽化に伴い、維持管理に必要な経費が増大している。
解決に向けた取組	修繕や設備更新の優先順を定めて施設の長寿命化を図り、安定的な運営を目指す。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	修繕や設備更新の優先順を定めて施設の長寿命化を図り、安定的な運営を目指しながら継続する。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

【No.290】

補 助 金 名 称	社会教育・文化芸術事業補助金									
補 助 金 の 性 格	団体・個人への補助(事業費補助)					始期	R1		終期	-
予 算 事 業 名	文化芸術活動振興費					(事業コード)		052103		
所 管 部 署	社会教育 部 文化振興 課					電話番号		内線 6324		
交付先(団体、個人等)	社会教育・文化芸術(社会教育・文化芸術事業補助金交付要綱に基づく。):社会教育活動又は文化芸術活動を行う団体等 遠征(旭川市文化芸術関係全国大会遠征補助金交付要綱に基づく。):全国大会に出場する団体及び個人									
交付目的	(対象) 誰、何に対して	社会教育・文化芸術:社会教育活動又は文化芸術活動を行う団体等が実施する各種事業 遠征:市内に所在する学校の長・青少年派遣団体の代表者、及び市内在住の全国大会に個人参加する18歳以下の個人の保護者に対する文化芸術等の全国大会に参加する部活動等の遠征費								
	(意図) どういう状態にしたい	社会教育・文化芸術:社会教育活動の充実と地域の教育力向上及び文化芸術活動の振興と発展を図る。 遠征:本市の文化芸術の向上及び青少年の健全育成を図る。								
対象事業等の内容	社会教育・文化芸術:①家庭教育支援事業②その他の社会教育事業又は文化芸術事業 遠征:文化芸術並びに教育関係の全国大会に参加する部活動等の遠征費用(派遣費用)									
積算方法	社会教育・文化芸術: ①家庭教育支援事業 補助上限額を設定し、補助対象経費の10/10以内で予算の範囲内 ②その他の社会教育事業又は文化芸術事業 補助上限額を設定し、補助対象経費の1/2以内で予算の範囲内 遠征:補助上限額を設定し、補助対象経費の1/3以内で、かつ予算の範囲内									
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助交付団体数(社会教育・文化芸術) 単位:団体					② 補助交付団体数(遠征) 単位:団体				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	6	5	14	16	19	0	1	1	2	2
成果指標と過去5年間の実績	① 補助対象事業の参加者数(社会教育・文化芸術) 単位:人					② 補助対象事業の参加者数(遠征) 単位:人				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	2,281	1,425	5,974	5,021	7,060	0	41	35	30	47

2収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		410	1,085	910	1,340	1,403
		自己負担		1,576	2,582	2,407	3,115	3,000
		入場料収入		317	6,436	2,916	2,972	3,000
		その他		3,284	4,102	3,945	7,454	5,597
	収入合計		5,587	14,205	10,178	14,881	13,000	
	市補助率(%)		7.3%	7.6%	8.9%	9.0%	10.8%	
	支出合計		5,587	14,205	10,178	14,881	13,000	
うち食糧費、交際費		48	321	694	1,003	750		
次年度繰越								
市負担額	一般財源		187	885	710	719	403	
	特定財源		223	200	200	621	1,000	
	人件費	正職員	人工	0.3	0.3	0.3	0.3	
			金額	2,252	2,302	2,327	2,350	2,423
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		2,662	3,387	3,237	3,690	3,826	
受益対象者数		1,466	6,009	5,051	7,122	6,000		
補助金単位コスト(単位:円)		1,816	564	641	518	638		
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、 会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			社会教育・文化芸術:実績報告時に会計処理の適正や事業内容と補助目的の整合性について審査しており、適正と認められる。 遠征:実績報告時に提出される支出証拠書類等を確認の上、適正と判断している。また、事業内容と補助目的は整合している。 ※繰越金は発生していない。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
	(4)見直し期間 (終期設定)	◆ 上記以外	■ 合致しない
◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)		□ 有(4年未満)	
◇ 奨励目的の補助、終期を設定		□ 有(4年以上)	
◆ 終期末設定で、補助継続4年以上		□ 継続4年未満	
(5)交付規程 (支出根拠)		■ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)	
		□ 同一団体補助だが、見直し設定していない	
		□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない	
(6)支出を証する書類の添付	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する	
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 合致する (※左欄2項目とも適合)	
	◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施		
	◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	■ 概ね合致する	
	◆ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)		
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
2 公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する) 社会教育・文化芸術:家庭教育に関する学習機会の充実をはじめ、様々な学びのニーズに応える学習機会、鑑賞機会の提供、社会教育及び文化芸術に関わる団体や人材の育成支援により、市民一人一人の学びの機会充実、市民の心を豊かにする文化芸術活動の充実が図られることから、公益性は高い。／遠征:本市の文化芸術の向上及び青少年の健全育成を図るものであり、公益性が高い。		(左の内容を踏まえての評価)
			■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
	3 必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する) 社会教育・文化芸術:文化芸術団体の経済基盤は脆弱であり、入場料や参加料・寄附金等も経済情勢に左右されやすいため、市の支援が必要である。また、特に家庭教育活動は、実施に当たり独自で事業経費を全て確保することが難しい団体が多いため、補助金の必要性は高い。遠征:本市の文化芸術の向上及び青少年の健全育成を図るため、市の支援は必要である。	
		■ 必要性が高い	
			□ 必要性が高いとは言えない
	4 効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する) 公募により市内の社会教育及び文化芸術に関わる複数の市民団体等が幅広く利用できるものであり、補助によって市民による文化芸術活動の活性化が図られ、対象事業参加者に幅広く効果が及んでいる。	
		■ 効果が高い	
		□ 効果が高いとは言えない	
5 その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		
	1(3)社会教育・文化芸術:①家庭教育支援事業:安心して子育てができる環境づくりを進めるため積極的な支援が必要であるが、対象団体は小規模で自己資金を用意できないことも多いことから、10/10以内の補助率としている。ただし、将来的には自立的な活動を促すため、交付年数の制限を設けている。②その他の社会教育事業又は文化芸術事業:団体1/2以内に合致する。／遠征:団体1/2以内、個人1/3以内に合致する。		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	社会教育・文化芸術事業補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	補助件数に占める新規団体への補助が少ない。
解決に向けた取組	ホームページやSNSを活用して制度の周知に努めていく。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	ホームページやSNSを活用して制度の周知に努めながら補助を継続する。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.291】

補 助 金 名 称	旭川ユネスコ協会青少年育成事業補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(事業費補助)					始期	H26		終期	-
予 算 事 業 名	文化芸術活動振興費					(事業コード)		052103		
所 管 部 署	社会教育 部 文化振興 課					電話番号		内線 6324		
交付先(団体、個人等)	民間ユネスコ活動事業を実施する文化芸術団体									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		文化芸術団体が実施する旭川市文化芸術特定事業助成方針で定める民間ユネスコ活動事業							
	(意図) どういう状態にしたい		本市の文化芸術の発展又は青少年の健全育成等を図る。							
対象事業等の内容	旭川市文化芸術特定事業助成方針で定める民間ユネスコ活動事業									
積算方法	補助上限額2,000千円。補助対象経費の1/2以内で、かつ予算の範囲内とする。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助対象事業の実施回数					②				
	単位:回					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	2	2	2	2	2					
成果指標と過去5年間の実績	① 補助対象事業の参加者数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	39	248	65	179	116					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		100	100	100	100	100
		協会負担		124	121	113	149	149
		その他						
	収入合計		224	221	213	249	249	
	市補助率(%)		44.6%	45.2%	46.9%	40.2%	40.2%	
	支出合計		224	221	213	249	249	
	うち食糧費、交際費		0	0	0	17	17	
	次年度繰越							
市負担額	一般財源		100	100	100	100	100	
	特定財源							
	人件費	正職員	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	
		人工金額	75	77	78	78	81	
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		175	177	178	178	181	
受益対象者数		248	65	179	116	200		
補助金単位コスト(単位:円)		706	2,723	994	1,534	905		
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、 会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			会計事務の責任者を定め、適正な会計処理が行われている。繰越金は発生していない。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◆ 団体 1/2以内	■ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
	(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 上記以外	□ 合致しない
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 有(4年以上)
		◆ 終期未設定で、補助継続4年以上	□ 継続4年未満
2 公益性	(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
		◇ 上記以外	■ 同一団体補助だが、見直し設定していない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
		◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	■ 合致する
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 合致する (※左欄2項目とも適合)
		◆ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	■ 概ね合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		世界の平和と人類の福祉に貢献する国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)憲章の精神にのっとり、教育、科学及び文化を通じた国際理解と国際協力を推進する事業として、公益性が高いものである。	■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
3 必要性	3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		世界の平和と人類の福祉に貢献する国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)憲章の精神にのっとり、教育、科学及び文化を通じた国際理解と国際協力を推進する事業として、文化芸術活動の促進を図る上で有効な施策である。	■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
4 効果	4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		ユネスコ憲章の理念に基づいた青少年対象事業を実施することで全国各地で展開するユネスコの活動を支えており、事業費の約5割を補助することで、世界規模の取組の一環が本市においても実施されている効果は高い。	■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
5 その他	5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	
		1(2)青少年の健全育成のために開催する民間ユネスコ活動事業であり、コンクール形式で小中学生を対象とする事業と、留学生を対象とする事業のため、どちらも参加費の徴収はなされない。	
		1(4)見直し期間:事業の目的と公益性の観点から、終期を設定していない。	

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川ユネスコ協会青少年育成事業補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	旭川ユネスコ協会会員の高齢化により申請・実績報告書の作成が困難になってきている。
解決に向けた取組	分かりやすく丁寧な説明を心がけるなど、できる限りの支援を行う。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	分かりやすく丁寧な説明を心がけるなど、できる限りの支援を行いながら補助を継続する。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.292】

補 助 金 名 称	小熊秀雄賞事業補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(事業費補助)					始期	H26		終期	-
予 算 事 業 名	文化芸術活動振興費					(事業コード)		052103		
所 管 部 署	社会教育 部 文化振興 課					電話番号		内線 6324		
交 付 先 (団 体 、 個 人 等)	文化人顕彰事業を実施する文化芸術団体									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		文化芸術団体が実施する旭川市文化芸術特定事業助成方針で定める文化人顕彰事業							
	(意図) どういう状態にしたい		本市の文化芸術の発展等を図る。							
対象事業等の内容	旭川市文化芸術特定事業助成方針で定める文化人顕彰事業									
積算方法	補助上限額2,000千円。補助対象経費の1/2以内で、かつ予算の範囲内とする。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 受賞者数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	1	2	1	1	1					
成果指標と過去5年間の実績	① 補助対象事業の参加者数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	74	64	64	64	65					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		450	450	450	450	450
		実行委員会負担		249	740	744	725	725
		その他		1,251	292	312	248	248
	収入合計		1,950	1,482	1,506	1,423	1,423	
	市補助率(%)		23.1%	30.4%	29.9%	31.6%	31.6%	
	支出合計		1,951	1,492	1,506	1,423	1,423	
	うち食糧費、交際費		34	32	4	5	5	
	次年度繰越							
市負担額	一般財源		450	450	450	450	450	
	特定財源							
	人件費	正職員	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	
		人工金額	75	77	78	78	81	
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		525	527	528	528	531	
受益対象者数		64	64	64	65	70		
補助金単位コスト(単位:円)		8,203	8,234	8,250	8,123	7,586		
適格性		共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない				
				◆ 交付申請等が定めたとおりになっている				
		団体の運営、会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている				
		◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である 会計事務の責任者を定め、適正な会計処理が行われている。繰越金は発生していない。						

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◆ 団体 1/2以内	■ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
			□ 有(4年以上)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 継続4年未満
		◆ 終期未設定で、補助継続4年以上	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
2 公益性	(5)交付規程(支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 合致する(※左欄2項目とも適合)
		◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	■ 概ね合致する
		◆ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		旭川ゆかりの文化人(故人)を顕彰することで、当該文化人を輩出する本市を広く市内外に発信するとともに、その功績にちなんだ新たな才能の発掘と人材育成に寄与する事業として、公益性が高いものである。	■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
3 必要性	3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		旭川ゆかりの文化人(故人)を顕彰することで、当該文化人を輩出する本市を広く市内外に発信するとともに、その功績にちなんだ新たな才能の発掘と人材育成に寄与する事業として、文化芸術活動の促進を図る上で有効な施策である。	■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
4 効果	4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		本市ゆかりの文化人の名を冠した詩の賞を50年以上にわたり続けてきた意義は大きく、総事業費の約20～30%を本市が補助することで、本事業が継続されている効果は高い。	■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
5 その他	5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	
		1(4)見直し期間:事業の目的と公益性の観点から、終期を設定していない。	

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	小熊秀雄賞事業補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	文学資料館と連携し、さらなる情報発信の強化に取り組むことで、より効果的な取組とすること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
令和4年度	文学資料館内に小熊秀雄賞の取組を紹介する区画を設けており、本市ゆかりの文化人の顕彰と顕彰事業の効果増に努めている。

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	本市ゆかりの文化人の顕彰事業として全国へ発信されるなど実施の意義は大きいですが、事業参加者数が少なく市民に普及していない。
解決に向けた取組	事業周知の方法や手段を工夫し、市民の認知向上を図る。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	事業周知の方法や手段を工夫し、市民の認知向上を図りながら補助を継続する。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.293】

補 助 金 名 称	AMP旭川音楽振興会各種事業開催補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(事業費補助)					始期	H26		終期	-
予 算 事 業 名	文化芸術活動振興費					(事業コード)		052103		
所 管 部 署	社会教育 部 文化振興 課					電話番号		内線 6335		
交 付 先 (団 体 、 個 人 等)	音楽文化振興事業を実施する文化芸術団体									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		文化芸術団体が実施する旭川市文化芸術特定事業助成方針で定める音楽文化振興事業							
	(意図) どういう状態にしたい		本市の文化芸術の発展又は青少年の健全育成等を図る。							
対象事業等の内容	旭川市文化芸術特定事業助成方針で定める音楽文化振興事業									
積算方法	補助上限額2,000千円。補助対象経費の1/2以内で、かつ予算の範囲内とする。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助対象事業の実施回数					②				
	単位:回					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	0	0	1	1	1					
成果指標と過去5年間の実績	① 補助対象事業の参加者数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	0	0	465	340	473					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金			350	350	350	350
		団体負担						
		入場料収入			219	185	130	150
		その他			315	429	495	450
	収入合計			884	964	975	950	
	市補助率(%)			39.6%	36.3%	35.9%	36.8%	
	支出合計			884	964	975	950	
	うち食糧費、交際費			43	43	44	45	
	次年度繰越							
市負担額	一般財源			350	350	350	350	
	特定財源							
	人件費	正職員	人工金額	0.01	0.01	0.01	0.01	
				77	78	78	81	
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計			427	428	428	431	
受益対象者数			465	340	473	450		
補助金単位コスト(単位:円)			918	1,259	905	958		
適格性		共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない				
				◆ 交付申請等が定めたとおりになっている				
		団体の運営、会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている				
				◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である				
				会計事務の責任者を定め、適正な会計処理が行われている。繰越金は発生していない。				

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◆ 団体 1/2以内	■ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 有(4年以上)
		◆ 終期未設定で、補助継続4年以上	□ 継続4年未満
	(5)交付規程(支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
		◇ 上記以外	■ 同一団体補助だが、見直し設定していない
	(6)支出を証する書類の添付		□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
		◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する
		◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	□ 合致しない
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 合致する(※左欄2項目とも適合)
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	■ 概ね合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律の理念を踏まえ、本市の特色を生かした音楽文化の振興を図るとともに、若手新人の発掘と人材育成に寄与する事業として、公益性が高いものである。 ※R3はコロナの影響で事業中止		■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律の理念を踏まえ、本市の特色を生かした音楽文化の振興を図るとともに、若手新人の発掘と人材育成に寄与する事業として文化芸術活動の促進を図る上で有効な施策である。 ※R3はコロナの影響で事業中止。		■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	特定の楽器メーカー等によらない新人音楽会オーデション・演奏会を実施することで、若手新人の発掘と人材育成に寄与しており、「音楽のまち旭川」を振興するに当たって効果は高い。		■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		
	1(4)見直し期間:事業の目的と公益性の観点から、終期を設定していない。		

4令和3年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川音楽振興会各種事業開催補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	引き続き、情報発信しながら、効果を高める取組とすること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
令和4年度	若手演奏者の発掘を通じて、旭川市の音楽文化のさらなる発展に寄与することができた。

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	旭川音楽振興会の活動が令和7年度は休止となったため、今後の補助金の方向性を検討する。
解決に向けた取組	団体の今後の動向を随時確認していく。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	見直し	後継団体や音楽文化振興事業の継続に係る動向を随時確認し、必要に応じて交付内容の見直しを図る。
外部評価	—	—
2次評価	見直し	後継団体や音楽文化振興事業の継続に係る動向を踏まえ、事業内容を見直すこと。

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

【No.294】

補 助 金 名 称	アイヌ文化伝承事業補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(事業費補助)					始期	H24		終期	-
予 算 事 業 名	文化芸術活動振興費					(事業コード)	052103			
所 管 部 署	社会教育 部 文化振興 課					電話番号	内線 6324			
交付先(団体、個人等)	(公社)北海道アイヌ協会									
交付目的	(対象) 誰、何に対して	アイヌ文化伝承団体								
	(意図) どういう状態にしたい	アイヌ文化の保存・伝承とアイヌ文化に対する市民の理解促進を図る。								
対象事業等の内容	アイヌの人々の祭事・神事の祭壇づくりや民族音楽・舞踊の指導、アイヌ民族工芸の展示等といったアイヌ文化伝承事業									
積算方法	補助上限額1,000千円。補助対象経費の1/2以内で、かつ予算の範囲内とする。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 対象事業の開催回数					②				
	単位:回					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	1	1	1	1	1					
成果指標と過去5年間の実績	① イベント来場者数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	199	88	130	130	112					

2収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		30	30	30	30	30
		協会負担						
		その他		1,820	1,912	1,695	2,180	2,180
	収入合計		1,850	1,942	1,725	2,210	2,210	
	市補助率(%)		1.6%	1.5%	1.7%	1.4%	1.4%	
	支出合計		1,850	1,942	1,725	2,210	2,210	
	うち食糧費、交際費		90	70	62	0	0	
	次年度繰越							
市負担額	一般財源		30	30	30	30	0	
	特定財源						30	
	人件費	正職員	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	
		人工金額	75	77	78	78	81	
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		105	107	108	108	111	
受益対象者数		88	130	130	112	120		
補助金単位コスト(単位:円)		1,193	823	831	964	925		
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、 会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である 会計事務の責任者を定め、適正な会計処理が行われている。繰越金は発生していない。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◆ 団体 1/2以内	■ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(4)見直し期間 (終期設定)	◆ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満) ■ 有(4年以上)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 継続4年未満
		◇ 終期未設定で、補助継続4年以上	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
			□ 同一団体補助だが、見直し設定していない □ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
	(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 合致する (※左欄2項目とも適合)
		◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	■ 概ね合致する
		◆ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	不特定多数の市民に間接的に効果が行きわたっている。		■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	アイヌ文化の保存・伝承を図るため、アイヌ民族団体が実施する各種事業への継続的な支援が必要である。アイヌ民族文化祭を道内各地で開催するためには各自治体からの支援の必要性が高いため、継続する。		■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	アイヌ文化の振興がより脚光を浴びている現状において、支援の効果は高い。		■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		
	1(2)受益者負担:アイヌ文化の保存伝承を目的とする団体の事業費補助という性格上、受益者負担の概念はなじまない。		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	アイヌ文化伝承事業費補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	他の自治体とともに、アイヌ文化の伝承活動を支援していくため、補助を継続する。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.295】

補 助 金 名 称	美術展開催補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(事業費補助)					始期	H26		終期	-
予 算 事 業 名	文化芸術活動振興費					(事業コード)	052103			
所 管 部 署	社会教育 部 文化振興 課					電話番号	内線 6324			
交付先(団体、個人等)	大規模展覧会開催による美術振興を図る文化芸術団体									
交付目的	(対象) 誰、何に対して	文化芸術団体が実施する旭川市文化芸術特定事業助成方針で定める大規模展覧会								
	(意図) どういう状態にしたい	本市の文化芸術の発展等を図る。								
対象事業等の内容	旭川市文化芸術特定事業助成方針で定める大規模展覧会開催事業									
積算方法	補助上限額2,000千円。補助対象経費の1/2以内で、かつ予算の範囲内とする。 なお、令和2～5年度は大規模美術展は開催されていたが、いずれも自主財源で開催が賄われたため補助金は支出していない。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助対象事業の実施回数					②				
	単位:回					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	0	0	0	0	1					
成果指標と過去5年間の実績	① 補助対象事業の参加者数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	0	0	0	0	7,918					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金					603	800
		実行委員会負担						
		その他					8,972	9,200
	収入合計					9,575	10,000	
	市補助率(%)					6.3%	8.0%	
	支出合計					9,575	10,000	
	うち食糧費、交際費							
次年度繰越								
市負担額	一般財源					603	800	
	特定財源							
	人件費	正職員	人工金額				0.01	0.01
							78	81
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計					681	881	
受益対象者数					7,918	12,000		
補助金単位コスト(単位:円)					86	73		
適格性		共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない				
				◆ 交付申請等が定めたとおりになっている				
		団体の運営、会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている				
		◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である 会計事務の責任者を定め、適正な会計処理が行われている。繰越金は発生していない。						

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◆ 団体 1/2以内	■ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
	(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)		□ 有(4年未満)	
◇ 奨励目的の補助、終期を設定		□ 有(4年以上)	
◆ 終期末設定で、補助継続4年以上		□ 継続4年未満	
(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)	
	◇ 上記以外	□ 同一団体補助だが、見直し設定していない	
(6)支出を証する 書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない	
	◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施		
	◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	■ 合致する	
	◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	□ 合致しない	
2 公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	文化芸術団体が主催する大規模美術展の開催は、市民等に優れた美術作品を鑑賞する機会を提供する事業であり、公益性が高いものである。		■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
3 必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	貴重な美術品を輸送や展示に当たっては慎重で厳重な対策が求められることから展覧会開催に係る経費負担が大きなものとなるため、経費補助により優れた美術作品を鑑賞する機会を設けることが可能となる必要性の高いものである。		■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
4 効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	多数の市民が美術作品を鑑賞し、本市における芸術文化への関心が高められた。		■ 効果が高い
5 その他			□ 効果が高いとは言えない
	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		

4令和3年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課 題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	市民の美術鑑賞機会の存続のために補助を継続する。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.296】

補 助 金 名 称	旭川郷土芸能保存連合会運営補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(事業費補助)					始期	S61		終期	-
予 算 事 業 名	文化財保存費					(事業コード)	052201			
所 管 部 署	社会教育 部 文化振興 課					電話番号	内線 6335			
交付先(団体、個人等)	旭川郷土芸能保存連合会									
交付目的	(対象) 誰、何に対して	旭川郷土芸能保存連合会の団体の運営及び各種事業								
	(意図) どういう状態にしたい	本市に受け継がれてきた貴重な文化遺産である民俗芸能に対する市民の理解を促進するとともに、後継者の育成を支援し、保存・普及・伝承を図る。								
対象事業等の内容	郷土芸能発表会や地域での伝承・普及活動、後継者育成のための民俗芸能の保存・継承活動等を行う団体の運営事業。 なお、コロナ禍及び食べマルシェステージの縮小によりR4～R6は郷土芸能発表会が実施されず保存連合会としての伝承・普及活動がなかったことから補助金は支出していない。									
積算方法	補助上限額500千円。補助対象経費で予算の範囲内とする。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 郷土芸能発表会					②				
	単位:回					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	1	1	0	0	0					
成果指標と過去5年間の実績	① 会員数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	226	209	—	—	—					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越		12				9
		市補助金		400				200
		連合会負担						
		その他		90				0
	収入合計		502				209	
	市補助率(%)		79.7%				95.7%	
	支出合計		493				209	
うち食糧費、交際費								
次年度繰越		9				0		
市負担額	一般財源		400				200	
	特定財源							
	人件費	正職員	人工金額	0.01				0.01
				75				81
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		475				281	
受益対象者数		209				180		
補助金単位コスト(単位:円)		2,273				1,561		
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、 会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			・会計処理については会計責任者のもと行われており、適切に処理されている。 ・繰越金については、事業開始時の所属団体への事務連絡経費等に充てるために必要なものであり、妥当な金額である。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評 価
1 補助金 交付基準 との適合性	(1)対象経費	◇ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◆ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
	(4)見直し期間 (終期設定)	◆ 上記以外	■ 合致しない
◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)		□ 有(4年未満)	
		□ 有(4年以上)	
◇ 奨励目的の補助、終期を設定		□ 継続4年未満	
◆ 終期未設定で、補助継続4年以上		□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)	
(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する	
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 合致する (※左欄2項目とも適合)	
	◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施		
	◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	■ 概ね合致する	
	◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)		
2 公益性	◇ 上記以外	□ 合致しない	
	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	入植者により伝えられてきた民俗芸能の伝承団体として本市の貴重な無形文化財の保存を図る事業であり、公益性が高い。	■ 公益性が高い	
3 必要性		□ 公益性が高いとは言えない	
	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	補助金に代わる収入がない公益的な団体であり、事業・団体の存続が困難になることから伝統芸能の保存伝承のために補助金は必要である。	■ 必要性が高い	
4 効果		□ 必要性が高いとは言えない	
	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	郷土芸能発表会では多くの市民の前で貴重な民俗芸能を披露し、貴重な無形文化財の存在について広く周知された。	■ 効果が高い	
5 その他		□ 効果が高いとは言えない	
	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		
	1(2)受益者負担:無形文化財保持団体の運営費補助という性格上、受益者負担の概念はなじまない。		
	1(3)補助率の参考基準:無形文化財保持団体の運営費補助という性格上、補助率を定めて交付することはなじまない。		
		1(4)見直し期間:事業の目的と公益性の観点から、終期の設定はなじまない。	

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川郷土芸能保存連合会運営費補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	引き続き、後継者の確保・育成に向けた取組を実施すること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
令和4年度	各加盟団体による地域貢献事業(小学校での指導等)を実施しながら、後継者確保に努めている。

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	保存連合会として単独の発表機会創出は困難であり、発表に代わる保全伝承事業が必要となっている。
解決に向けた取組	補助金のあり方を見直し、加盟団体における保存伝承事業へ直接補助を行うことについて検討していく。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	見直し	加盟団体を補助対象とした補助金への切り替えについて検討する。
外部評価	—	—
2次評価	見直し	交付団体の事業継続の実現性を踏まえ、事業内容を見直すこと。

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.297】

補 助 金 名 称	旭川彫刻フェスタ開催負担金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(事業費補助)					始期	H12		終期	-
予 算 事 業 名	旭川彫刻フェスタ開催負担金					(事業コード)		052117		
所 管 部 署	社会教育 部		文化振興 課		彫刻美術館		電話番号	外線 46-6277		
交 付 先 (団 体 、 個 人 等)	旭川彫刻フェスタ実行委員会									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		実行委員会が主催する「彫刻のまちづくり」に関連する事業を対象とする。							
	(意図) どういう状態にしたい		彫刻を市民にとってより身近な存在にするとともに彫刻への理解を深め、旭川市における彫刻のまちづくりを官民協働で推し進めていく。							
対象事業等の内容	「彫刻にもっと親しんでもらう」ことを目的として、市民各層からなる実行委員会が彫刻による「まちづくり」を実践している。事業の中核として隔年で開催する野外彫刻の公開制作があり、公開制作では市内に制作会場を設け、約1か月の期間で彫刻作品を制作、完成させてきたが、その期間、会場は自由に見学可能なほか、制作体験等のワークショップも開催し、制作の過程も含めて彫刻に親しむことができるよう取り組んできた。また、非制作年には彫刻教室やフォーラム、講演会などの市民参加型の事業を実施している。R4年度には、これまで公開制作に参加した14作家の作品を一堂に展示する20周年記念展を実施。R6年度はこれまで公開制作によって作られた作品の補修作業を行ったほか、R7年度実施の事業に向けた打ち合わせを行った。									
積算方法	「彫刻のまちづくり」に関連する事業に係る経費で、予算の範囲内									
事業量指標と過去5年間の実績	① 事業実施数					②				
	単位:回					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	20周年記録集 発行(1回)	動画コンテンツ 作成(1回)	20周年記念展 開催(1回)	20周年記念展 記録誌制作(1回)	彫刻作品補修 (1回)					
成果指標と過去5年間の実績	① 彫刻サポート隊人数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	136	130	99	94	101					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越		709	544	238	370	553
		市負担金		200	1,300	300	300	300
		実行委員会負担		200	1,300	300	300	300
		その他						
	収入合計		1,109	3,144	838	970	1,153	
	市補助率(%)		18.0%	41.3%	35.8%	30.9%	26.0%	
	支出合計		565	2,905	468	417	1,153	
うち食糧費、交際費			65					
次年度繰越		544	238	370	553	0		
市負担額	一般財源		0	0	0	0	150	
	特定財源		200	1,300	300	300	150	
	人件費	正職員	人工金額	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
				751	767	776	783	808
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		951	2,067	1,076	1,083	1,108	
受益対象者数		—	2,442	650	—	795		
補助金単位コスト(単位:円)		—	846	1,655	—	1,394		
適格性		共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない				
		団体の運営、会計処理等		◆ 交付申請等が定めたとおりになっている				
				◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている				
				◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である				
		実行委員会総会時に、監査から会計監査報告を受けており、適正に会計処理されている。繰越金については、翌年度当初の安定的な運営を図る上で必要であり、適正が額である。						

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 有(4年以上)
		◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 継続4年未満
			□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
2 公益性	(5)交付規程(支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する(※左欄2項目とも適合)
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		市民参加型の事業(野外彫刻公開制作、講演会、ワークショップ)を実施するほか、公開制作された彫刻は市に寄贈・設置され、それぞれの場所で旭川の景観の中に息づき、市民が身近に彫刻を感じ親しむことができる「彫刻のまち旭川」の一要素を形成している。	■ 公益性が高い
	3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		事業の収益性が乏しいため、補助金がなくなった場合の事業の実施は困難となる。	■ 必要性が高い
4 効果	4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		官民協働で行う事業であり、野外公開制作やシンポジウム等の開催を通じて、「彫刻のまちづくり」の推進に大きく寄与している。令和4年度には、公開制作に参加した14作家の作品を一堂に展示する20周年記念展を実施し、「彫刻のまち」の魅力発信を行った。	■ 効果が高い
	5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	□ 効果が高いとは言えない
		1(2)受益者負担:事業の性格上、定めることはなじまない。	
	5その他	1(3)補助率の参考基準:事業の性格上、定めることはなじまないが、2分の1以内で推移している。	
		1(4)見直し期間:事業の目的と公益性の観点から終期は設定していないが、事業開始から20年以上が経過したことから、令和4年度に開催した20周年記念展の開催結果、時勢を踏まえつつ、今後の事業の在り方について、実行委員会内で見直しを検討していく。	
	5その他		
	5その他		

4令和3年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川彫刻フェスタ開催負担金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
見直し	事業開始から20年が経過し、今後の事業の在り方を検討すること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
令和8年度以降(予定)	令和4年度に本館とステーションギャラリーで「旭川彫刻フェスタ20周年記念展」を開催し、令和5年度に20周年記念展の記録誌を制作した。今後の事業の在り方についても、実行委員会の企画部小委員会で検討を継続し、野外彫刻の公開制作によらない事業として、中心市街地における大規模イベントとの同時開催等の検討をしていく。

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	市民により彫刻を身近に感じてもらえる事業の在り方、新たな方向の事業(ワークショップや講演会等)実施の検討。
解決に向けた取組	企画部小委員会を開催し、野外彫刻の公開制作によらない新たな取組(中心市街地における大規模イベントとの同時開催等)の検討を進める。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	今後の事業のあり方について、実行委員会内で事業内容の見直しの検討を進めながら継続する。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.298】

補 助 金 名 称	旭川ミュージックウィーク開催負担金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(事業費補助)					始期	R4		終期	-
予 算 事 業 名	旭川ミュージックウィーク開催負担金					(事業コード)		052130		
所 管 部 署	社会教育 部 文化振興 課					電話番号		内線 6335		
交付先(団体、個人等)	旭川ミュージックウィーク実行委員会									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		旭川ミュージックウィーク実行委員会							
	(意図) どういう状態にしたい		市民が様々なジャンルの音楽に親しみ、本市の音楽をさらに発展させる。							
対象事業等の内容	旭川ミュージックウィークの運営									
積算方法	交付対象経費を基に毎年度予算の範囲内とする。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 参加団体数					② 観覧者数				
	単位:団体					単位:千人				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
			24	66	64			50	15	15
成果指標と過去5年間の実績	① 満足度					②				
	単位:%					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
			71	100	100					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越			0	0	721	525
		市負担金			3,100	4,000	3,700	3,700
		実行委員会負担			4,800			
		協賛金			1,252	1,320	1,452	1,300
		エントリー料			70	81	97	105
		その他			2,896			
	収入合計			12,118	5,401	5,970	5,630	
	市補助率(%)			25.6%	74.1%	62.0%	65.7%	
	支出合計			12,118	4,680	5,445	5,630	
	うち食糧費、交際費							
次年度繰越			0	721	525	0		
市負担額	一般財源			0	3,000	2,700	2,700	
	特定財源			3,100	1,000	1,000	1,000	
	人件費	正職員	人工金額	0.2	0.2	0.2	0.2	
				77	1,551	1,567	1,615	
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計			3,177	5,551	5,267	5,315	
	受益対象者数			24	66	64	60	
補助金単位コスト(単位:円)			132,375	84,106	82,297	88,583		
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			会計処理については会計責任者のもと行われており、また、総会時において監査から会計監査報告を受けていることから、適正に処理されている。					
			繰越金については翌年度当初の安定的な運営を図る上で必要であり、適正な額である。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評 価
1 補助金 交付基準 との適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
	(4)見直し期間 (終期設定)	◆ 上記以外	■ 合致しない
◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)		□ 有(4年未満)	
		□ 有(4年以上)	
◇ 奨励目的の補助、終期を設定		□ 継続4年未満	
◆ 終期未設定で、補助継続4年以上		□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)	
(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 同一団体補助だが、見直し設定していない	
	◇ 上記以外	□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない	
(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する	
	◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	□ 合致する(※左欄2項目とも適合)	
	◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	■ 概ね合致する	
	◆ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)		
2 公益性	◇ 上記以外	□ 合致しない	
	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	市民が様々なジャンルの音楽に触れることができるイベントを実施することで、「音楽のまち」である本市の文化の一層の振興を図るものであり、公益性が高い。	■ 公益性が高い	
3 必要性		□ 公益性が高いとは言えない	
	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	協賛金のみでは事業の実施が困難であるため。	■ 必要性が高い	
4 効果		□ 必要性が高いとは言えない	
	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	様々なジャンルの音楽に触れる機会を創出することで、音楽振興の他、多くの人々に希望や喜びを与えた。	■ 効果が高い	
5 その他		□ 効果が高いとは言えない	
	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		
	1(2)受益者負担:不特定多数の市民を対象としているため、受益者負担の考え方はなじまない。 1(3)補助率の参考基準:自己資金がなく、協賛金等及び市負担金で事業が行われていることから、補助率の適用はなじまない。 1(4)見直し期間:事業の目的から、終期の設定はなじまない。		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果
(その他の見直し)	
見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	友好都市との取組によるゲスト演奏者の招へいにより事業費が増大傾向にある。
解決に向けた取組	事業内容を精査し、効率的で効果的な事業運営を図る。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	事業内容を精査し効率的で効果的な事業運営を図りながら継続する。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.299】

補 助 金 名 称	優佳良織普及促進事業補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(事業費補助)					始期	R6		終期	-
予 算 事 業 名	優佳良織普及促進事業補助金					(事業コード)	052218			
所 管 部 署	社会教育 部 文化振興 課					電話番号	内線 6335			
交付先(団体、個人等)	合同会社優佳良織工房									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		本市発祥の「優佳良織」の技術を伝承する合同会社優佳良織工房が実施する織子の育成と市民を対象とした普及促進事業							
	(意図) どういう状態にしたい		優佳良織工芸の観光資源、地域産業としての持続的な発展							
対象事業等の内容	優佳良織の伝承団体が行う織子の人材育成と普及のために実施する織体験会									
積算方法	補助対象経費の1/2以内で、かつ予算の範囲内とする。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 技術伝承を受ける職人の数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
					1					
成果指標と過去5年間の実績	① 織体験会の参加者数					② 育成中の織子が制作した試作品の販売額				
	単位:人					単位:千円				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
					184					94

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金					3,305	3,027
		自己負担					3,781	3,398
		その他						640
	収入合計					7,086	7,065	
	市補助率(%)					46.6%	42.8%	
	支出合計					7,086	7,065	
		うち食糧費、交際費						
次年度繰越								
市負担額	一般財源					1,660	3,027	
	特定財源					1,645		
	人件費	正職員	人工金額				0.1	0.1
							783	808
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計					4,088	3,835	
	受益対象者数					184	200	
補助金単位コスト(単位:円)					22,217	19,175		
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない					
			◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、 会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている					
			◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			会計処理については会計責任者のもと行われており、また、会計監査を実施していることから、適切に処理されている。繰越金は発生していない。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付 基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◆ 団体 1/2以内	■ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	◆ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
			■ 有(4年以上)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 継続4年未満
		◇ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
	(5)交付規程(支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する(※左欄2項目とも適合)
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
2 公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	平成29年12月に優佳良織の存続を願う83,654筆の署名が本市に提出されており、多くの市民が優佳良織存続を願っている。また、「優佳良織」は本市を代表する工芸品として海外にまでその知名度は及んでいるが、同様の事業を行っている民間団体等は他にない。		■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
3 必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	平成28年の優佳良織工芸館閉鎖等により、優佳良織製品を販売する事業者及び職人育成の担い手がなくなっていた。職人の育成については経費負担が大きく、当面は補助金がなくなった場合の事業維持は困難となる。		■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
4 効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	優佳良織工芸館の閉鎖により存続が危ぶまれている優佳良織について、織子の育成による技術伝承の継続とともに、市民を対象とした織体験会が実施されることで、本市発祥の工芸技術としての存続と普及が図られている。		■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
5 その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	優佳良織技術伝承支援補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	技術伝承を行うための人材の確保
解決に向けた取組	新人の織子の中から正職員を増やし、安定的な人材育成を目指す。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	新人の織子の中から正職員を増やし、安定的な人材育成が図られるよう支援しながら補助を継続する。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

【No.300】

補 助 金 名 称	サイエンスボランティア旭川負担金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(運営費補助)					始期	H16		終期	-
予 算 事 業 名	科学館管理費					(事業コード)	051212			
所 管 部 署	社会教育 部 科学館					電話番号	内線448			
交付先(団体、個人等)	サイエンスボランティア旭川									
交付目的	(対象) 誰、何に対して	科学館で活動するサイエンスボランティア旭川								
	(意図) どういう状態にしたい	科学館の運営や事業活動を支援してもらうことにより、自然科学や技術に関する各種普及啓発活動を行う。								
対象事業等の内容	科学館の運営や事業活動の支援、会員間の連絡調整や連絡誌の発行、会員の研修・人材育成、その他これらの事業に付随する業務。									
積算方法	会員が科学館業務に従事した場合に交通費等を支給するための費用、サイエンスボランティア旭川の事務局業務に係る費用、ワークショップ等科学館の事業支援に係る材料費の合計で、予算の範囲内。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 科学館支援事業回数					②				
	単位:回					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	474	420	539	488	461					
成果指標と過去5年間の実績	① 科学館支援事業従事者数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	2,603	3,302	3,469	3,462	3,320					

2収支状況等

単位:千円

			令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越	0	0	0	0	0
		市負担金	4,709	5,000	5,000	5,000	5,000
		協議会負担	0	0	0	0	0
		その他					
	収入合計		4,709	5,000	5,000	5,000	5,000
	市補助率(%)		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
市負担額	支出合計		4,709	5,000	5,000	5,000	5,000
	うち食糧費、交際費						
	次年度繰越		0	0	0	0	0
	一般財源		4,709	5,000	5,000	5,000	5,000
	特定財源						
	人件費	正職員	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
		人工金額	751	767	776	783	808
		臨時・嘱託／会計年度任用職員					
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない				
	団体の運営、会計処理等		◆ 交付申請等が定めたとおりになっている ◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている				
			◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である 会計処理は、「サイエンスボランティア旭川事務規則」において会計処理の規則を定め、事務局長の下行われている。また、総会時に監査役員から会計監査報告を受けていることから、適正に処理されている。負担金については概算払であり余剰金が発生した場合は清算時に戻入されるため繰越金は発生しない。				

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評 価
1 補助金 交付 基準 との 適合性	(1)対象経費	◇ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◆ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)	
	◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 有(4年以上)	
	◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 継続4年未満	
		□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)	
(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 同一団体補助だが、見直し設定していない	
	◇ 上記以外	□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない	
(6)支出を証する書類の添付	◇ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する	
	◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	□ 合致しない	
	◆ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 合致する (※左欄2項目とも適合)	
	◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	■ 概ね合致する	
2 公益性	◇ 上記以外	□ 合致しない	
	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	常設展示室の案内解説や科学館事業の支援により、サービスの向上・事業の充実化が図られている。	■ 公益性が高い	
3 必要性		□ 公益性が高いとは言えない	
	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	科学館の常設展示室運営業務を支えるマンパワーとして代替不可の組織であり、補助事業に類似したサービス等を提供する団体が他にない。	■ 必要性が高い	
4 効果		□ 必要性が高いとは言えない	
	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	常設展示室利用者:94,012人、レファレンスルーム利用者:19,559人、ボランティア支援を受けた科学館事業の参加者:8,303人が補助事業によるサービスを受け、科学館の利活用拡大・事業実績に大きく寄与している。	■ 効果が高い	
5 その他		□ 効果が高いとは言えない	
	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		
5 その他	1(2)～(4) 科学館の案内解説、指導ができる者をボランティアとして常駐する団体として、科学館の設立当初から市民との協働という政策的な意義で事業支援しており、運営経費の全てを負担金でまかなっていることから、受益者負担、補助率及び見直し期間を設けることはなじまない。		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)	
補助金名称(当時)	サイエンスボランティア旭川負担金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	科学館の事業活動に貢献するものであり、学生や教育機関との連携など、引き続き、担い手の安定確保に向けて取り組むこと。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
(その他の見直し)	
見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	ボランティアの担い手が不足している。
解決に向けた取組	新規にボランティアの担い手を確保することが困難であり、現在の担い手の会員数が減少傾向にあることから相互協力を図る。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	サイエンスボランティア旭川は館の運営に必要な団体であるが、近年その担い手が減少傾向にあり、新規担い手を確保することが困難であることから、相互協力を図りながら継続して支援していく。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)